令和６年（フ）第３２７号
北海道上川郡上川町新町312番地
破産者　石倉　裕晃
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３４４号
仙台市青葉区八幡三丁目３番７―1502号
破産者　佐藤　建治
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第１９９号
埼玉県ふじみ野市上福岡六丁目３番21号　石川ハイツ303、破産手続開始時の住所埼玉県ふじみ野市福岡武蔵野８番３号
破産者　西山　隆英
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第３３８０号
横浜市南区中里１丁目８番１―608号　山田るみ方、住民票上の住所千葉県八街市東吉田905番地13
破産者　日向寺　洋
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第４５６号
神奈川県相模原市中央区光が丘２丁目31番６号
破産者　曽根　一高
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第４５号
長野県佐久市中込３丁目５番地４　プラティーノＳ303
破産者　西川　一樹
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第６１１号
愛知県愛知郡東郷町御岳１丁目11番地４　レガーロ御岳203号
破産者　栗岡　大夢
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７４６号
愛知県春日井市小野町５丁目82番地17　メゾンドールＫ　Ｂ棟102号、従前の住所愛知県春日井市柏井町２丁目62番地
破産者　山本　和正
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９６号
神戸市長田区長田天神町６丁目４番６号、従前の住所神戸市長田区細田町１丁目４番５号
破産者　山本裁断こと山本春夫こと　李　　栄遠
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１３９号
鹿児島県霧島市隼人町姫城740番地　サンシャイン葵103号室、前住所鹿児島県霧島市国分中央四丁目８番10号　ロイヤルガーデン野村Ａ202
破産者　古沢　佑樹
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和４年（フ）第３４９号
神奈川県秦野市平沢152番地　ペントハウス恵103号、開始決定時の住所神奈川県秦野市渋沢２丁目24番50号　ムーランルージュ101号
破産者　馬場　雅治
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第３０９号
静岡県浜松市中央区高丘北一丁目３番30号
破産者　森田　英貴
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和４年（フ）第８７０号
京都市中京区壬生森町29―３　パデシオン四条壬生211、前住所京都市左京区北白川東久保田町73番地４銀閣寺道パークマンション201（前々住所）京都市北区大将軍一条町161番地
破産者　志村　千穂
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第４７１号
京都府城陽市寺田樋尻69―56、事業所所在地兵庫県西宮市上田西町３―26―105（住民票上の住所）兵庫県西宮市上田西町３番26―105号
破産者　鈴木　浩二
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第５６１号
兵庫県尼崎市梶ヶ島５―１、住民票上の住所兵庫県尼崎市杭瀬本町１丁目８番８―1103号
破産者　兼本　盛広
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係